

茨木セントラルホテル 宿泊約款

第1条（適用範囲）

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等（法令または法令に基づくものをいう。以下同じ。）または一般に確立された慣習によるものとしします。
2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとしします。

第2条（宿泊契約の申し込み）

1. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 1. 宿泊者の住所、氏名、年齢、性別、連絡先、国籍
 2. 宿泊日、宿泊日数及び到着予定時刻
 3. 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
 4. その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条（宿泊契約の成立等）

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとしします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただく場合があります。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第16条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第11条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとしします。ただし、申込金の支払期限を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊者に告知した場合に限ります。

第4条（申込金の支払いを要しないこととする特約）

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第4条の2（施設における感染防止対策への協力の求め）

当ホテルは、宿泊しようとする者に対し、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 4 条の 2 第 1 項の規定による協力を求めることができます。

第 5 条（宿泊契約締結の拒否）

1. 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 2. 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
 2. 第 2 条第 1 項の申し出をしないとき、または申し出内容に虚偽が認められたとき
 3. 宿泊契約の申込みが、不正な目的又は手段で行われたとき、またはその疑いがあるとき
 4. 申込者又は宿泊客が、過去に大量の宿泊予約及びキャンセル行為をしているとき、またはそれに類似する行為をしているとき
 5. 満室により客室の余裕がないとき。
 6. 宿泊の申込み及び宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公序良俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または本約款および当ホテルが定める利用規則に従わないおそれがあると認められるとき。
 7. 宿泊の申込み及び宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、同条第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）、暴力団準構成員または暴力団関係者その他の反社会的勢力であるとき。
 8. 宿泊の申込み及び宿泊しようとする者が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 9. 宿泊の申込み及び宿泊しようとする者が、法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。
 10. 宿泊の申込み及び宿泊しようとする者が、当ホテル内で、暴行、脅迫、恐喝、賭博行為、使用禁止薬物の所持若しくは使用その他の違法行為又は公序良俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
 11. 宿泊の申込み及び宿泊しようとする者が、他の宿泊者や当ホテル従業員に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるとき、及び他の宿泊者や当ホテル従業員に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 12. 宿泊しようとする者が、旅館業法第 4 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する特定感染症の患者等（以下「特定感染症の患者等」という）であるとき。又は特定感染症に罹患している疑いが濃厚なとき
 13. 宿泊客が、特定感染症のまん延防止に必要な行為に協力しないとき
 14. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、または合理的な範囲を超える負担を求められたとき。（宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という）第 7 条第 2 項または 第 8 条第 2 項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）。

15. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
16. 当ホテルが所在する地方自治体で制定されている「旅館業法施行条例」の規定する場合に該当するとき。
17. 宿泊しようとする者が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6に定める次の事由に該当するとき。
 - ① 宿泊料の減額その他のその内容の実現が容易でない事項の要求。
 - ② 粗野又は乱暴な言動その他の従業者の心身に負担を与える言動を交えた要求であって、当該要求をした者の接遇に通常必要とされる以上の労力を要することとなるもの。
18. 宿泊しようとする者が、賭博その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき（旅館業法第5条第1項第2号）。
19. 宿泊の申込み及び宿泊しようとする者が、過去に、SNS等に当ホテル又は当ホテルの従業員（支配人を含む。以下同じ。）に関する誹謗、中傷、威嚇、又は炎上を目的とした投稿等を行い、当ホテルの運営の妨害、又は当ホテルの信用及びブランドを毀損する行為を行ったと認められるとき
20. 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われ、当ホテルを宿泊療養施設として活用するなど、公共の利益のために必要な施設としてこれを国、地方公共団体又はそれらが指定する機関に貸与する必要がある場合

第6条（宿泊客の契約解除権）

1. 宿泊客は当ホテルに申し出て、宿泊契約の全部または一部を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合において、その支払いにより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たり、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後10時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条（当ホテルの契約解除権）

1. 当ホテルは次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 1. 第2条第1項の事項の明告を求めた場合において期限までにそれらの事項が明告されないとき。

2. 第3条第2項の申込金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。
 3. 宿泊契約成立後に第5条各号の一に該当する事実が判明したとき
 4. 宿泊客が、「旅館業法」(昭和23年法律第138号)で規定する特定感染症の患者等であるとき、又は特定感染症に罹患している疑いが濃厚なとき
 5. 宿泊客が、特定感染症のまん延防止に必要な行為に協力しないとき
 6. 宿泊客が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)による暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であると認められるとき
 7. 宿泊客が、本約款に違反するとき、又は従業員の指示に従わないとき
 8. 宿泊客が、当ホテル内で、暴行、脅迫、恐喝、賭博行為、使用禁止薬物の所持若しくは使用その他の違法行為又は公序良俗に反する行為をしたとき、又はするおそれがあるとき
 9. 宿泊料金等の支払において、他人のクレジットカードを使用するなど不正な決済手段を使ったとき、又はその疑いがあるとき
 10. 第8条第1項の登録内容に虚偽が認められるとき
 11. 宿泊客が、寝室で寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める火災予防上必要な処置に反する行為をしたとき、した疑いがあるとき、又はするおそれがあるとき
 12. 宿泊客が、他の宿泊客に迷惑をかける行為若しくは他の宿泊客に対するサービスの提供を著しく阻害する行為をしたとき、又はするおそれがあるとき
 13. 宿泊客が、当ホテル又は当ホテルの従業員に対し、合理的な範囲を超える要求(謝罪要求や処罰要求を含む)又は負担を強硬に求めてきたとき
 14. 宿泊客の言動が、他の宿泊客又は当ホテルの従業員の尊厳を傷つけたとき
 15. 宿泊客が、SNS等に当ホテル又は当ホテルの従業員に関する誹謗、中傷、威嚇、又は炎上を目的とした投稿等を行い、当ホテルの運営の妨害、若しくは当ホテルの信用及びブランドを毀損する行為を行なったとき若しくはそのおそれがあるとき、又は過去に同様な行為を行なったと認められるとき
 16. 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
 17. 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われ、当ホテルを宿泊療養施設として活用するなど、公共の利益のために必要な施設としてこれを国、地方公共団体又はそれらが指定する機関に貸与する必要がある場合
2. 前項宿泊者による過失により宿泊契約が解除された場合、既払の宿泊料金の返還はいたしません。また、宿泊料金が未払である場合には、宿泊料金相当額を違約金としてお支払いいただきます。また、その場合、以後の当ホテルの利用をお断りいたします。
 3. 第1項4号16号17号により宿泊契約が解除された場合は、宿泊客が提供を受け

ていないサービスに関する料金はいたしません。

第 8 条（宿泊の登録）

1. 宿泊客は、宿泊当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 1. 宿泊者の住所、氏名、年齢、性別、連絡先
 2. 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日。
 3. 出発日及び出発予定時刻
 4. その他当ホテルが必要と認める事項
2. 当ホテルは、宿泊客に対し、本人確認のため公的な身分証明書等の提示を求める場合があります。さらに、ご提示いただいた身分証明書等のコピーをとらせていただく場合があります。
3. 外国人のご宿泊に際しては、当ホテルは、パスポートの提示を求め、そのコピーを取らせていただきます。
4. クーポン券、金券その他これに準ずるもの（以下「クーポン券等」といいます。）をお渡しするプランをお申し込みの宿泊客が、クーポン券等をお受け取りなる際には、本人確認のための公的な身分証明書等の提示が必要となる場合があります。
5. 宿泊客が第 11 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第 9 条（客室の使用時間）

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、宿泊日当日午後 3 時から翌日午前 10 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。なお客室清掃日は午前 10 時から午後 14 時の間使用できません
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の利用に応じることがあります。この場合には追加料金を申し受けます。

第 10 条（利用規則の遵守）

1. 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定める利用規則に従っていただきます。

第 11 条（料金の支払い）

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第 1 に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、日本の通貨または当ホテルが認めた宿泊券及びクレジットカード等により、宿泊の登録の際または当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます

第 12 条（当ホテルの責任）

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不

履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責に帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルの宿泊に関する責任は宿泊者が当ホテルのフロントにおいてチェックインの手続きをしたときに始まり、宿泊者がチェックアウトの手続き（宿泊者がルームキーをフロント又は自動精算機に返却したときをいう。）をしたときまたは第9条第1項の客室使用時間を経過したときに終わります。

第13条（契約した客室の提供ができないときの取扱）

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

第14条（寄託物等の取扱）

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価格の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは5万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに、貴重品について、フロントにお預けにならなかったものに関しては当ホテルの故意又は重大な過失がない限り、滅失、毀損等の損害が生じても当ホテルは責任を負いかねます。なお、美術品、骨董品などの品物はお預かりできません。
3. 宿泊客がチェックアウト後にフロントに物品をお預けになることを希望された場合、当ホテルは、貴重品又は現金はお預かりしません。その他の物品については当日引取りに限りお預かりいたします。ただし性質、保管スペースその他の事情により保管をお断りする場合があります。お預かりする場合の条件は、以下のとおりとなりますことをあらかじめご了承ください。
1. お預け時に当ホテルに受け取りに来られる時間と連絡先をお知らせください。
 2. 受取時間を過ぎても受け取りに来られない場合、当ホテルは、受取期限の経過後1週間を上限として保管いたします。
 3. その間に当ホテルは宿泊客が第8条（宿泊の登録）により登録された連絡先に連絡を試みます。
 4. 当ホテルからの連絡にもかかわらずお客様との連絡がつかず、かつ、宿泊客から受取期限経過後1週間以内に返還のお申出がなされなかった場合、当ホテルは、お預かりした物品を廃棄いたします。
 5. 当ホテルは、受取期限経過後の連絡、返還及び処分に要した費用を宿泊客に請求できるものとします。

第15条（宿泊客の手荷物または携帯品等の保管）

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物、携帯品その他の動産を当ホテ

ルに置き忘れられていた場合（以下「宿泊客忘れ物」）において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、原則として当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないとき、所有者によるお引き取りがない若しくは所有者との連絡がつかない場合には、発見日を含め7日間保管した後に最寄りの警察署に届けるか、3ヶ月経過後に処分させていただきます。また、飲食物・雑誌並びにその他の廃棄物に類するものについては当ホテルにて任意に処分させていただきます。

なお、処分に費用が発生した場合は宿泊客等に請求できるものとします。

第16条（宿泊客の責任）

1. 宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

第17条（駐車場の責任）

1. 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、駐車の際の車両の誘導、並びに車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。
2. 宿泊客がチェックアウト後、当ホテルの駐車場に車両等を放置した場合、理由の如何を問わず、移動・撤去にかかる費用を当該宿泊客に請求し、その損害を賠償していただきます。

第18条（長期宿泊者）

1. 申込日数が連続し10日以上で、かつ当該日数で宿泊 契約が成立した場合、長期宿泊者とし、本約款および当ホテルの利用規則を遵守していただくと同時に、次に定める事項に従っていただきます。
 1. 客室内の衛生確保や快適にご滞在いただくべく、客室清掃につきましては3日に1度の頻度で実施させていただきます。
 2. 客室内の品質保持のため、当ホテルの判断により、定期的にルームチェンジをしていただくこともあります。
 3. 当ホテルが、ご利用者本人の身分確認を求めた場合には、身分証明書（顔写真が入ったもの：運転免許証、マイナンバーカード（表面）コピーを一定期間保管させていただきます）のご提示をしていただきます。
 4. 前項が規定する事項にしたがっていただけない場合または第7条第1項各号が定める契約解除事由に該当した場合には、宿泊契約の一部または全部を解除させていただくことがございます。

第19条（支配言語について）

本約款は日本語で作成されています。英語、中国語、韓国語の翻訳文が添付されている場合がありますが、あくまでも参考にとどめさせていただきます。日本語の条項との不一致、相違がある場合は、すべて日本語の条項が優先されます。

第20条（専属的合意管轄）

宿泊契約及び本約款等の規約に関連する訴訟については、大阪地方裁判所、大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 21 条（約款の変更手続等）

1. 当ホテルは、本約款を任意に変更または補充することができるものとします。
2. 本約款の変更または補充は、改定後の本約款または補充約款を当ホテルの所定のサイトに掲示し、原則として当該掲示から 30 日間の周知期間を経て、当ホテルが定めた効力発生時期にその効力を生じるものとします。ただし、法令上の理由による本約款の変更、または変更後の約款に関して宿泊者の同意を得た場合については直ちに効力を生ずるものとします。
3. 変更または補充された本約款に同意されないお客様は、当ホテルの利用を停止して頂きますようお願いいたします。

別表第 1 宿泊料金等の内訳（第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項及び第 11 条第 1 項関係）

宿泊客が支払うべき総額	内訳
宿泊料金	基本宿泊料（室料）
追加料金	その他の利用料金
税金	消費税／宿泊税／入湯税

（注）

1. 税法が改正された場合は改正された規定によるものとします。
2. ホテル所在地の自治体が宿泊税を導入している場合には、宿泊税を申し受けます。
3. 温泉施設があるホテルは、入湯税を申し受けます。

別表第 2 違約金（第 6 条第 2 項関係）

【団体予約】

契約申込人数	契約解除の通知を受けた日					
	不泊	当日	前日	2～9 日前	9～14 日前	14～20 日前
5 名まで	100%	100%	20%			
6～15 名	100%	100%	80%	10%		
16～30 名	100%	100%	80%	50%	20%	
31 名以上	100%	100%	90%	80%	60%	20%

【個人予約 連泊】

契約泊数	契約解除の通知を受けた日					
	不泊	当日	前日	2～9 日前	9～14 日前	14～20 日前
6～15 泊	100%	100%	20%			
16～30 泊	100%	100%	80%	50%	20%	
31 泊以上	100%	100%	90%	80%	60%	20%

(注)

1. %は宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。
3. 団体客（15名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申し込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合には切り上げる。）にあたる人数については、違約金はいただきません。
4. 契約の解除が個人のお申込みであっても、宿泊予約の総日数により上記表の違約金をいただきます。
5. 同じ予約申込者による分割予約においても、団体予約とみなし、契約の解除があった場合上記表の違約金をいただきます。
6. 特別室をご予約の場合、宿泊数により違約金規定を別途設けさせていただきます。
ご予約後、確認のご連絡をさせて頂き、連絡が取れない場合や規約にご承諾いただけない場合はキャンセル扱いとさせていただくこともございます

茨木セントラルホテルご利用規則

茨木セントラルホテルでは、ホテルの品位を保ち、またお客様に安全かつ快適にお過ごしいただくことを目的として、宿泊約款第 10 条に基づき、下記の通り利用規則を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。万が一、この規則をお守りいただけない場合は、宿泊約款第 7 条に基づき、ご宿泊及びホテル内諸施設のご利用をお断りさせていただきますことがございます。また、この規則を守られないことによって当ホテルが被った損害のご負担をいただくこともございますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

【防災・防犯・安全の確保について】

1. 避難経路図及び、各階の非常口案内図につきましては、客室入口のドアの内側に掲示してありますので、ご入室の際にご確認ください。
2. お客様の安全確保のため、ご滞在中、必ずドアロック及びドアガードをお掛けください。
3. 全館禁煙でございます。喫煙所・喫煙室以外の場所での喫煙並びに喫煙室においてもベッドの中などの火災の原因となりやすい場所での喫煙は固くお断りいたします。
4. 指定された喫煙場所以外での喫煙が判明した場合は、客室の売り止め費用の他、寝具・カーテン・絨毯等のクリーニング費用その他補修等にかかる実費を請求させていただきます。
5. 客室内及び廊下では、火災の原因となるような行為（お香、キャンドル、裸火、客室内備品以外の熱・火気を発する器具の使用等）は固くお断りします。
6. ご滞在中客室から出られる際は、客室のカードキーを必ずお持ちになり、施錠をご確認ください。
7. 外出の際はフロントにてカードキーをお預かり致します。
8. 客室カードキーを紛失、破損された場合は、本人確認及びカードキー再発行に伴う手続・費用が必要となります。
9. ご訪問客と客室でのご面会・宿泊予約のない方のご入室は固くお断りいたします。
10. 未成年者のみのご宿泊は、保護者からの許可がない限り、お断りさせていただきます（「ご宿泊同意書」をご提出していただき、保護者に確認のご連絡をさせていただきます）。
11. ご連泊されるお客様におきましては、SDGs の取組により客室清掃は 4 日目毎に行います。清掃を行わない日であっても、外出中にお部屋を点検させていただき、衛生上の観点及びお客様の安全確保の観点から、ホテルの判断で清掃させていただく場合がございます。
12. ご連泊中の使用済みタオル及びゴミはエレベータ横の回収 BOX をご使用いただくか、使用済みタオルは室内設置の回収バッグに入れてお部屋の外側のドアノブにお掛けください。
13. 客室清掃以外でも客室のメンテナンス・法令点検・客室点検・緊急時の場合等、お客様の安全管理及び施設保全のため当ホテルが必要と判断する場合には、（お客様が当ホテルに対して予め入室を拒否している場合であっても）やむを得ず客室内に入室させていただくことがございますことは予めご了承ください。

14. 緊急事態、或いはやむを得ない事情が発生しない限り、ホテル従業員エリア・非常階段・屋上・機械室等のお客様用以外の施設には立ち入らないでください。
15. 当ホテル諸施設で火事、地震、停電等の緊急事態が発生した際は、ホテルスタッフ及び館内放送の指示に従ってください。

【貴重品、お預かり品、お忘れ物について】

1. ご滞在中の現金、その他貴重品保管については、フロントにお預けください。ご利用なさらないで万一紛失、盗難等が発生した場合、当ホテルでは一切の責任を負いません。
2. 当ホテルがお客様よりお預かりした物品の引き渡しは、荷物預かり証をお持ちいただいた方のみにお渡しいたします。預かり証を紛失、盗難等原因の如何を問わず無くされた結果により生じた損害につきましては、当ホテルでは責任を負いません。また、引き渡し後の物品の紛失等についても責任を負いません。
3. ホテル内での遺失物の処理は一定期間当ホテルが保管し、その後は遺失物法に基づいてお取り扱いさせていただきます。但し、飲食物及びホテルが廃棄物と認めたものについては、即日処分いたします。

【お支払いについて】

1. お支払いはチェックインの際にお願いいたします。ご滞在中にフロントから請求明細の提示がございましたら、その都度お支払いください。
2. お買物代、切符代、タクシー代、郵便切手代、荷物送料等の立替えはお断りさせていただきます。
3. ご宿泊者以外の方から料金の支払いを受ける場合は、定められた期日までにお支払いいただければ、ご宿泊者本人に直接ご請求させていただきます。
4. 客室内よりお電話をご利用の際は、施設利用料が加算されますのでご了承ください。

【おやめいただきたい行為】

1. 客室やロビーを事務所や営業所代わりとして使用すること等、宿泊以外の目的にご使用なさらないでください。
2. 館内に次のようなものをお持ち込みにならないでください。
 - (1) 動物、鳥類等の生き物（補助犬は除く）
 - (2) 悪臭を発するもの
 - (3) 常識的な量を超える物品
 - (4) 法により所持を禁止されている鉄砲、刀剣等、覚せい剤の類
 - (5) 火薬、揮発油の発火または引火しやすいもの
 - (6) その他、他のお客様の安全を脅かす物品と認められるもの
3. 館内で許可なく他のお客様に広告物の配布や、物品の販売、寄付・署名集め等を行わないでください。
4. 館内及び敷地内で他のお客様に迷惑をかけるような写真や動画撮影はおやめください。
5. パジャマ、スリッパにて廊下、ロビー等の客室以外の施設をご利用なさらないでください。
6. ホテルの許可なく、客室内の備品を移動し、また客室内に造作を施し、あるいは改造する等、現状を著しく変更なさらないでください。客室内の小物、備品は客室外に持ち出さないでください。万一施設、家具、什器、備品その他の物品等の汚損、破損、

紛失またはその所在を不明とすることがあった際には、その実費を弁償いただくことがあります。

7. 館内での毛染め等の一般清掃で清掃できない行為

【お断りする行為】

ご予約後、あるいはご滞在中であっても、次に定める行為をお客様が行った場合には、その時点で、ご利用をお断りさせていただきます。また、状況に応じて、警察・弁護士等にも連絡のうえ、適切な対処をさせていただきます。

- ① 他のお客様に迷惑をかけるような疾病（法定伝染病）等をお持ちの方の宿泊
- ② ホテル内で撮影された写真や動画等を当ホテルの許可なく営業上の目的で公にすること。
- ③ 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施工）による 指定暴力団及び指定暴力団員等の当ホテルの利用。
- ④ 社会団体及び反社会団体員（暴力団及び過激行動団体など並びにその構成員）の当ホテルの利用。
- ⑤ 暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求及びこれに類する行為。
- ⑥ 宿泊なされるお客様が心身耗弱、薬物、飲酒による自己喪失など、ご自身の安全確保が困難であったり、他のお客様に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがある行為。
- ⑦ 館内及び客室内で大声、放歌及び喧騒な行為、その他で他者に嫌悪感を与えたり迷惑を及ぼしたり、また、賭博、風紀を乱すような行為、公序良俗に反する行為や当ホテルが不適当と判断する行為。
- ⑧ 当ホテルスタッフの業務を妨害し、義務なきことを強制すること。また、社会通念上許容される 範囲を超えた要求があったと当ホテルが判断する行為。
- ⑨ スタッフへの誹謗、中傷、威嚇、並びに炎上を目的とした SNS への投稿等の嫌がらせ等の行為。
- ⑩ ホテルの運営の妨害、信用及びブランドを毀損する行為
- ⑪ 過去に当ホテルにて上記①~⑩の行為の全部又は一部をし、当ホテルより利用をお断りされたことがあるお客様のご利用。

【規則の改訂】

当ホテルは、本規則を任意に変更または補充することができるものとします。本規則の変更または補充は、改定後の本規則または補充規則を当ホテルの所定のサイトに掲示し、原則として当該掲示から30日間の周知期間を経て、当ホテルが定めた効力発生時期にその効力を生じるものとします。ただし、法令上の理由による本規則の変更、または変更後の規則に関して宿泊者の同意を得た場合については直ちに効力を生ずるものとします。